

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 6 年 6 月 1 4 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第16条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。